

計画主体名	静岡県・東伊豆町		
計画期間	H27 ～ H29	総事業費（交付金）	130,520千円（65,260千円）
実施期間	H27 ～ H28		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	市民農園を開設し、各種イベント等を行うことで農山漁村の活性化を図ることを目標としており、農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律第1条の目的及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	地域農林業・観光業などの地域の振興策（第5次東伊豆町総合計画）との連携が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適	地元農家及び地元自治会に計画概要について説明を行い、事業実施に対し了解を得ている。また、市民農園ワーキンググループに女性があり、意見を聞いている。
事業の推進体制は確立されているか	適	東伊豆町市民農園推進協議会を組織し、事業を推進する体制は整っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	市民農園の開設により交流人口の増加を図り、移住・定住につなげていく計画であり、目標と事業内容の整合性はとれている。
計画期間・実施期間は適切か	適	計画期間を3年間、実施期間を2年間としており、基本方針及び実施要綱・要領で定められた期間内であり、適正である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適	総事業費130,520千円のうち交付金要望額は65,260千円で、交付限度額（事業費130,520千円×交付額算定交付率1/2＝65,260千円）の範囲内となっている。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	新規に整備するものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	適	今後、実施設計を行う中で、関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行う。また、設計及び施工時において、十分な安全性が確保されているか、複数で確認する体制を確保することとしている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	適	今後、実施設計を行う中で、関係法令に規定された耐力壁等の基準を満たしているか確認することとしている。また、施工時には検査を行い、適切な接合金物が使用されているか確認することとしている。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当無し
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	適	本事業にて整備する滞在型施設（木造）の耐用年数は 22 年、鳥獣被害防止柵・給排水設備・浄化槽の耐用年数は 15 年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 106 号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	適	投資効率は 1.09 となっており、1.0 以上である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	要件類別 19 であり、事業主体は東伊豆町で、事業対象区域は半島振興法に基づいて指定された半島振興対策実施地域に農林漁業体験施設（滞在型施設、農園区画及び附帯施設）を整備するものであり、事業内容、事業実施主体等については実施要綱及び要領等の要件を満たしている。

個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	東伊豆町が事業主体となって整備するものであり、個人に対する交付ではない。また、施設は町の条例によって管理するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	適	近隣市町の滞在型市民農園等の状況を参考に季節による市民農園の利用者やイベント開催数の変動を加味したうえで計画を策定した。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	適	近隣市町の滞在型市民農園等の利用状況、契約率を踏まえて利用客の見込みを算定した。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	施設は通年利用し、春から秋の比較的利用が活発となる時期と、冬の比較的利用が少なくなる時期の利用回数を考慮して、交流人口を算定した。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	市民農園の整備にあたり、地元住民や団体により構成される「東伊豆町市民農園推進協議会」を設立し、近隣の市民農園を視察するなど施設の管理や利活用の方法について検討している。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適	市民農園の運営等に当たっては、市民農園ワーキンググループの中にいる女性の意見を取り入れることとしている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	近隣市町の類似施設の建設単価と今回の建設単価を比較して、過大な積算ではない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	市民農園に必要な駐車場を関連事業で整備するなど、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	附帯施設は、市民農園での農作業に必要な給排水設備及び鳥獣害対策フェンスを交付対象としているが、いずれも汎用性はない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	交付対象としている備品はない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	整備予定地である東伊豆町稲取地区は、国道135号線から程近い位置にあり、車で来場する都市部住民にとって利用しやすい場所となっている。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	用地は、町の所有地であり、確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	適	都市の農山村との交流に資する施設であり、農林漁業体験と一体不可分の利用形態となる施設である。また、整備する施設数は、要領の運用に定められている基準の範囲内である。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		

処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか	—	該当無し
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当無し
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当無し
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当無し
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当無し
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当無し
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	町費については起債による財政措置を予定している。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	入札は、東伊豆町建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定要領に基づき指名競争入札により行う。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適	維持管理に係る経費を収支計画に計上している。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適	収入は、市民農園利用者の利用料金400万円で、支出は人件費等として368万円を見込んでおり、収支の均衡はとれており、中小企業診断士による経営診断も受け、適正である。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	適	交付対象としている施設は、他の事業と合体施行はない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	適	他の事業への重複申請はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。